

津市特産松阪牛生産支援事業補助金交付要綱

平成29年3月31日訓第51号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における特産松阪牛の生産振興及び安定供給を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の名称等)

第2条 補助金の名称、目的、交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）及び交付額は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、本市の区域内に住所を有する者（本市の区域内に主たる事務所又は事業所を有する法人その他の団体を含む。）であって、補助事業を行うものとする。

(交付申請の期限)

第4条 規則第3条第1項の別に定める期日は、補助事業を実施する日の7日前までとする。

(添付書類)

第5条 松阪肉牛共進会出品事業補助金に係る規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 松阪肉牛共進会出品申込書の写し
- (2) 子牛登記又は血統証明の写し

(実績の報告)

第6条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 特産松阪牛素牛導入促進事業補助金

ア 特産松阪牛素牛の産地を証する書類

イ 松阪牛個体識別管理システムへの登録を証する書類

(2) 松阪肉牛共進会出品奨励事業補助金 松阪肉牛共進会本選への出品を証する書類

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助金の名称	補助金の交付目的	補助事業	交付対象経費	交付額
特産松阪牛素牛導入事業補助金	兵庫県産雌仔牛の導入を促進し、特産松阪牛の肥育に要する費用の軽減による肥育意欲の向上並びに特産松阪牛の生産技術の継承及び品質の向上を支援する。	特産松阪牛素牛導入事業（特産松阪牛の素牛となる兵庫県産雌仔牛を導入する事業）	特産松阪牛として出荷されるまで肥育されることとなる兵庫県産雌仔牛の導入に係る経費	兵庫県産雌仔牛1頭につき7万円（一の年度につき5頭を限度とする。）
松阪肉牛共進会出品事業補助金	松阪肉牛共進会への出品を通じた特産松阪牛の生産振興及び肥育意欲の向上並びに特産松阪牛の生産技術の継承を支援する。	松阪肉牛共進会出品事業（特産松阪牛を松阪肉牛共進会本選へ出品する事業）	特産松阪牛の松阪肉牛共進会本選への出品に係る経費	出品に係る牛1頭につき3万5千円